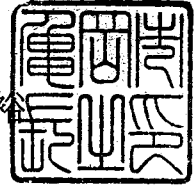


亀岡市告示第234号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定により特定生産緑地の指定を解除したので、同条第2項の規定において準用する同法第10条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年12月24日

亀岡市長 桂川 孝裕



指定を解除した区域及び面積

区域	面積 (㎡)
篠町柏原中又63番2	211